

栃ト協発第32号  
平成19年6月1日

会 員 各 位

社団法人 栃木県トラック協会  
会 長 関 谷 忠 泉  
( 公 印 省 略 )

## 平成19年度信用保証料助成について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、協会事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も会員事業者の経営の安定に資するために本県のみ単独で、標記の助成事業を別添公募要綱により平成19年3月16日(金)に遡り実施することになりました。ご利用ご希望の方につきましては、信用保証協会保証料助成申請書に記載のうえ、速やかに申請されるようお願い致します。

### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 助 成 総 枠 | 2,800,000円                                |
| 2. 助 成 額   | 保証料の2分の1の額(上限5万円)<br>上限に達するまで複数回の申請が可能です。 |
| 3. 公 募 期 間 | 自 平成19年6月 1日(金)<br>至 平成20年3月14日(金)        |
| 4. 送 付 書 類 | 申込み公募のご案内<br>信用保証助成交付要綱<br>保証料助成申請書       |

平成19年度

## 信用保証協会保証料助成金申込みのご案内

1. 公 募 枠 2,800,000円
2. 公 募 期 間 平成19年6月1日(金)より平成20年3月14日(金)までとしますが、期限内であっても満額になり次第打ち切りとします。
3. 対 象 者 金融機関から融資を受けるために栃木県信用保証協会の保証を受けた会員事業者
4. 対象となる融資 平成19年3月16日(金)から平成20年3月14日(金)までの間に金融機関から融資を受けたものとします。
5. 金 融 機 関 栃木県信用保証協会が債務の保証を行う対象とするすべての金融機関とします。
6. 助 成 額 1事業者あたり、保証料の2分の1の額について5万円を限度として助成します。  
なお、限度額に達するまで再申請を認めます。
7. 助 成 の 手 続 き 申請は、随時受け付けます。別紙の「信用保証協会保証料助成申請書」により「信用保証料計算書」の写しを添えて(社)栃木県トラック協会に提出して下さい。
8. 助 成 金 の 返 納 助成金の交付を受けた事業者は、融資の繰上償還等を行った場合で、保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に返還額に相当する助成金の返納をしていただきます。
9. 助成金の支払い 申請書内容を精査したうえで、平成20年3月末までに指定の銀行等に振り込むものとします。
10. ご不明な点は... 詳しいことは協会事務局にお尋ね下さい。

# 会員事業者の運転資金等の調達に係わる信用保証料助成金交付要綱

(社) 栃木県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、社団法人 栃木県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が、金融機関から融資を受けるため栃木県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって、現下の金融情勢化における、金融対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

## (事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、金融機関の融資実態対策として実施するものであり、平成19年3月16日(金)から平成20年3月14日(金)までの保証料の支払いに対する事業とする。

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。  
但し、その額が5万円を超えるときは、5万円を限度とし、平成20年3月14日(金)までは、5万円に達するまで再助成することができる。  
また、助成金の送金手数料は、受益者負担とする。

### **( 助成金の交付申請 )**

第 5 条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の 2 分の 1 の額（その額が 5 万円を超えるときは、5 万円）を協会に交付申請を行うことができる。

( 1 ) 申請書は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、「信用保証料計算書」の写しを添付しなければならない。

( 2 ) 助成金の交付申請は、随時行うことができる。

但し、最終申請期限は、平成 2 0 年 3 月 1 4 日（金）とする。

### **( 助成金の交付 )**

第 6 条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員事業者に交付するものとする。

### **( 助成金の返納 )**

第 7 条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資を受けなかった場合、融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から 1 4 日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

### **( 報告の義務 )**

第 8 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

### **( その他 )**

第 9 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

### **( 附 則 )**

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

(社)栃木県トラック協会  
会長 関谷忠泉 殿

住 所  
企 業 名  
代 表 者

印

## 信用保証協会保証料助成申請書

当社（私）は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額（限度額5万円）について貴協会の助成を受けたく別添「信用保証料計画書（写）」を添えて下記の通り申請します。

なお、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金の還付をいたします。

申請額 金 円

### 1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額（借入の金額）	円	
借入金使途	運 転 ・ 設 備	該当する方を で囲む
保証料率	%	
借入金金融機関		支店名まで記入
借入日	平成 年 月 日	
保証料総額	円	
（注） 申請額	円	保証料総額×1/2の額、又は5万円以内 ←

（注） 保証料総額の2分の1の額、又は5万円以内、円未満切り捨て。  
1回の申請が5万円を超える場合は、限度額の5万円を記入。  
本申請該当額と既助成額を加算した額が5万円超となる場合には、  
5万円から既助成額を差引いた額を申請額とする。  
その場合、備考に「再申請」と明記のこと。

### 2. 申請額の振込先

振込先金融機関	口 座 名	口 座 番 号
銀行 支店	ナガナ -----	普 通 ・ 当 座  No. _____

振込先金融機関... 銀行 支店と、支店名まで明記

口 座 名...申請者と同一、口座名義を明記。

口 座 番 号...該当預金口座 で囲む。口座 No. を正確に記入

連絡先

(担当者名)

(TEL)

(FAX)